

新聞公告

2001.8.21掲載

証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「フリーファイナンシャルファンド」について、受益者の換金の利便性向上等を図ることを目的に、「購入後三十日未満の解約不可」の制限を撤廃し、併せて「買取請求による換金とこの場合の手数料の徴収」の規定を撤廃する約款変更を平成十三年九月二十八日付けで行い、平成十三年十月十九日より適用する予定ですのでお知らせいたします。

右約款変更にご異議のある受益者は、平成十三年八月二十一日から平成十三年九月二十一日までに、ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、本日平成十三年八月二十一日の当該信託約款にかかる受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定どおり当該信託約款の変更を平成十三年九月二十八日付けで行い、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己の有する受益証券を当該信託約款の変更がなければ当該受益証券が有すべき公正な価格（受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額とします。）で、当社を通じて受託会社に対し、平成十三年九月二十八日より平成十三年十月十七日までに当該受益証券にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

平成十三年八月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町 2-10-5
大和証券投資信託委託株式会社